



ラオス人民民主共和国
平和 独立 民主的統一 繁栄

首相府

[松永宣明による仮訳]
首相令 第 177 号
2003 年 11 月 13 日
ヴィエンチャン

サワン・セノ経済特区の管理規則および奨励政策に関する首相令

ラオス政府に関する法令 No.02/NA (2003 年 5 月 6 日付け)およびサワン・セノ経済特区に関する首相令 No.148/PM (2003 年 9 月 29 日付け)に従い、かつ計画協力委員会の提案書 No. 1404/CPC (2003 年 8 月 13 日付け)を参照して

首相令は以下の通りである。

第 1 章 一般的規定

第 1 条: 首相令の目的

この首相令の目的は、生産・輸出・商業・観光・サービス・倉庫・輸送の分野における投資を誘致・奨励する観点から、サワン・セノ経済特区とサワナケット県における内外投資の計画・管理・促進に関して規則と奨励政策を定めることである。

第 2 条: サワン・セノ経済特区

サワン・セノ経済特区(以下「経済特区」と略記)は、市場経済メカニズムに従い、「経済特区」内に投資・操業を許可された事業に対する投資を促進するための特恵的奨励政策と明確な管理規則に基づいて、生産・商業・サービス分野における内外投資を促進するために、政府が造成・開発した不動産から成る。

第 3 条: 「経済特区」用地の概要

「経済特区」の初期における敷地面積は、Study Report on the Development on the Special Economic Zone along the Border Areas of the Lao PDR (in Savannakhet Province), Final Report (2001 年 2 月)における 6.5 図の地図に従えば、サワナケット県 Khanthabouly 地区の約 305ha (敷地 A)と Outhoumphone 地区の約 20ha (敷地 B)である。

第 4 条: 「経済特区」創設の目的

「経済特区」創設の目的は、以下の通りである。

- (1) ラオス経済を地域経済・世界経済に統合するために市場経済の発展を図り、その多民族社会の物質的・精神的存続条件が依拠している国民経済

の発展を図るために、地域内における中継地の有利性を活用することによって、漸進的な工業化・近代化の条件を創出すること。

- (2) 内外投資の操業に必要なサービスや設備（特に道路・下水道・汚水処理施設・電力・上水道・通信網などの公共施設の建設や土地用途設定）を提供するために、「経済特区」内の不動産を開発し、利用に供すること。
- (3) 内外投資家（海外のラオス人を含む）が「経済特区」に投資するように奨励・誘致すること。
- (4) あらゆる経済部門の内外投資家が「経済特区」内で操業する際、互いに生産活動や営利事業の発展のために競争し、かつ協力するように、法の前の平等に基づいて両者を保護し、奨励すること。
- (5) 「経済特区」の奨励事業としてリストに挙げられている様々な部門に投資するように、内外投資家を奨励すること。
- (6) 高水準の経営・技能分野で労働者が一層のノウハウ・能力・経験を獲得できるように、雇用機会と訓練の場を創出すること。
- (7) 経済、産業、貿易、金融、サービス、近代技術の分野で、ラオスと外国との間に協力センターを創出すること。
- (8) ラオス領内にあり、ラオス憲法の下にある地域ではあっても、輸出入商品に対して関税を免除する特恵を与える地域を創出すること。

第5条: 「経済特区」の活動を規定する基本的原則

「経済特区」への参入・退出、「経済特区」内の移動、営利事業の創出・操業、「経済特区」内の土地賃借やサービス利用を含む全ての活動は、この首相令で規定されている管理規則および奨励政策（関税、租税、その他の奨励政策）によって規定される。

この首相令で対象とされていない問題については、「経済特区」に関するその他の規則および経済特区に関するラオスの関連法規が適用される。それでもなお対象外の問題がある場合は、ラオス国の法律やラオスが署名した国際条約が適用される。

第6条: 「経済特区」内の土地利用区分

「経済特区」用地では、次の3部門の地区が開発される。

1. 輸出加工区 (EPZ)
2. 自由貿易区 (FTZ)
3. 特恵サービス・物流センター

第7条: 「経済特区」内で推奨される活動分野

「経済特区」内で推奨され、許可される事業活動分野は、以下の通りである。

7.1. 輸出用の最終財生産、最終財生産のための部品組立、内外市場に販売するための輸入財加工、農産物加工、工芸品製造、商品や最終品の梱包などの生産・製造事業

7.2. 免税店・センター、近隣諸国への通過貨物の免税卸業、工芸品・香木製品・宝石など国内商品の卸売、商品展示センター、スーパーマー

ケットや小売店，卸売や輸出促進のためのセミナー・会議場，輸出入・通過貨物取扱などの商業

7.3. 一般倉庫や保冷倉庫システム，商品の配送・流通サービス，重量物の積み込み・積み下ろしのための貨物ターミナルや荷捌き，運送会社，ホテル，アパート，住宅不動産，賃貸用事務所，旅行代理店，レジャーセンター開発，スポーツセンター，娯楽場，観光地開発，銀行・金融機関，保険業，社会福祉基金，技能向上・職業・訓練学校，小中学校，大学・研究所，病院，レストラン，郵便局などのサービス・物流事業

7.4. 輸出拡大のための貿易商社の駐在員事務所，旅行代理店の事務所，国際的コンサルタント会社の支店，航空会社の支店，国際輸送会社の支店など，会社の支店・駐在員事務所

「経済特区」内で奨励もしくは禁止される事業活動については，別紙のリストを参照されたい。

第 8 条: 「経済特区」内への投資を奨励される人

第 7 条に規定されている「経済特区」内の推奨事業に対して投資することを奨励される個人と法人は，ラオス市民，在外ラオス人，ラオス国内外に居住する外国市民を含む内外投資家である。

第 9 条: 投資の範疇，形態および種類

「経済特区」において投資家は，以下の範疇，形態，種類の事業を営むことができる。

範疇: 100%私有の企業，国有企業，公企業，（国有企業と国内もしくは外国の民間企業，あるいは国内企業と外国民間企業との間の）合弁事業

形態: 個人企業もしくは会社

種類: 企業法に規定されている合弁事業，有限責任会社，公企業

第 10 条: 「経済特区」登録企業の創出および活動

「経済特区」内に登録される全ての企業は，本首相令，「経済特区」に関する首相令 No. 148/PM，その他の「経済特区」関連の規則，企業法および内外投資法で規定された規則に従って設立され，事業活動を行わなければならない。

第 11 条: 「経済特区」内の営利企業の登録

「経済特区」内に投資を許可される全ての企業は，「経済特区庁」に登録しなければならない。本首相令や他の「経済特区」関連規則で規定通りに「経済特区」への会社登録の手続を全て完了すれば，「経済特区」内企業は「経済特区」内での操業が許可され，本首相令に定められた特惠政策と投資優遇策の享受が認められる。

「経済特区」に登録した全ての企業は，ラオスの法制度の下で「経済特区」外での事業活動を営むことができる。

第 12 条: 「経済特区」の基礎的インフラの建設

ラオス政府は、ターンキー契約、事業許可(コンセッション)、国有企業と内外の民間企業との合弁という形態で、国有および私有の内外企業が「経済特区」内において基礎的インフラや設備に投資することを許可し、奨励する。

インフラ建設の先駆的開発事業が実施される最初の数年間は、「経済特区」開発の実現と促進を図るため、インフラを建設できる企業が見当たらない場合、政府が開発計画に従ってインフラ実施のために「経済特区」に予算を配分することもありうる。

第 13 条: 投資家の権利および利権の保護

「経済特区」における投資家の合法的資産、投資、その他の利権は、ラオスの国内法規と国際法規・協定によって完全に保護され、(本首相令、「経済特区」に関連した他の規則、ラオスの経済特区に関連した規則で規定された「経済特区」内の投資に関連した原則と条件を執行する場合を除き) 強制使用・接収・国有化されることはない。

第 14 条: 「経済特区」内の事業期間

「経済特区」内に投資することを許可された内外投資家は、「経済特区庁」が発行した投資許可証に記された期間、「経済特区」内で事業を行なうことができる。この期間は最長 75 年であるが、「経済特区庁」の審査と認可に基づいて更新することができる。

第 15 条: 登記資本金、株主および自己資本

15.1. 「経済特区」登録企業は、駐在員事務所を除き、その範疇に従って以下のような最低登記資本金を持つ必要がある。

- 製造業、職業学校、倉庫業・運輸会社(重量物運搬車の所有者)、建設業、ホテル業、工業用地・製造業の開発と建設、住宅(賃貸用アパートや住宅用地など)、観光地開発(スポーツ複合施設、遊園地、保養地を含む)、一般教育機関(職業学校を除く)、病院、スーパーマーケット、および内外子会社・支店については、最低 10 万米ドルの登記資本金が必要である。
- 配送業(重量物運搬車の所有者を除く)、パッケージツアーの旅行業、卸・小売業などの一般サービス(前記以外のもの)については、最低 5 万米ドルの登記資本金が必要である。

15.2. 再輸出、観光などを促進するための駐在員事務所には、最低 1 万米ドルの登記資本金が必要である。

15.3. 登記資本金の出資は、企業法に従って現金でも現物でも可能である。こうして支払われた資本金の譲渡は、現在有効なラオスの銀行法もしくは「経済特区」関連の規則に従って行なう必要がある。

15.4. ラオス中央銀行もしくは「経済特区庁」指定の銀行が「経済特区」企業の輸入した原料の費用を保証する能力がない場合、ラオス中央銀行もしくは「経済特区庁」指定の銀行が書面で承認したことを条件にして、当該企業は、当該費用を評価するために、独立した監査人のサービスを

利用することができる。この場合、最終的な費用評価に必要な料金は当該企業が支払う。

第 16 条: 「経済特区」における最低投資額

本首相令で規定された租税・関税に関する特権や他の奨励措置を受けようとして「経済特区」内で操業するための許可を申請する事業者は、第 15 条で規定された駐在員事務所を除いて、以下の最低投資額が必要である。

- 配送・物流業（重量物運搬車の所有者を除く）、パッケージツアーの旅行業、卸・小売業には、15 万米ドルの最低投資額が必要である。
- 製造業、職業学校には、30 万米ドルの最低投資が必要である。
- 倉庫業・運輸会社（重量物運搬車の所有者）、スーパーマーケット、観光地開発（スポーツ複合施設、遊園地、保養地を含む）、一般教育機関（職業学校を除く）、病院には、50 万米ドルの最低投資額が必要である。
- ホテル開発事業、工業用地開発、住宅事業（賃貸用アパートや住宅用地など）には、100 万米ドルの最低投資が必要である。
- 上記以外の一般サービス事業には 5 万米ドルの最低投資が必要である。

第 2 章 投資許可、土地賃貸、建設、廃業の申請および投資家の権利と義務

第 17 条: 投資許可証の申請

「経済特区」内で事業を行ないたい内外企業・個人は、「経済特区庁」に対して直接（「経済特区庁」が定めた）申請書を提出しなければならない。

「経済特区庁」は、投資許可証の認可と営利企業の登録に責任を持つ唯一の官庁であり、投資家は当該事項について商業省の許可を得る必要はない。

「経済特区庁」は、商業省に対して「経済特区」登録企業の完全なリストと登録内容の詳細を（情報としてのみ）定期的に提出しなければならない。

「経済特区庁」は、投資家から申請書が提出されてから最大 5 営業日以内に投資許可証を発行するか、不許可の回答をしなければならない。

第 18 条: 土地・建物の賃借および建設事業の申請

18.1. 「経済特区」内で土地や建物の賃借を希望する「経済特区」登録企業は、本件の認可について直接「経済特区庁」に申請し、賃貸契約を「経済特区庁」と直接締結する（か、あるいは「経済特区」のインフラ建設を担当する政府指定の合弁企業が政府と締結した協定に定める権利に従って、当該企業と締結する）必要がある。それは「経済特区庁」の発布した規則と協定（案）にも適合していることが必要である。

18.2. 「経済特区」内で賃借した土地に建物、工場、その他の開発用構造物を建設しようとする「経済特区」登録企業は、建設許可証明書を直接

「経済特区庁」に申請する必要がある。同企業は、また「経済特区庁」が別に発布する建設・環境保護基準を満たす必要がある。

18.3. 建物の建設が上記 18.2 条に従って認可されない場合、あるいは建設された建物が認可された図面・設計・工程や建設許可証明書で定められた条件および建設・環境保護基準に適合しない場合、「経済特区庁」は、進行中の建設を差し止める権利、および建物の一部ないし全部の取り壊しを必要とする建設の一部ないし全部の変更を命令する権利を有する。この趣旨の正式な通知は、投資家・開発業者あるいは建物利用者が新たな事業を営めるだけの適正な時間的余裕を与えて実施されなければならない。

18.4. 上記 18.3 条で示された通知期間が経過し、当該建物の投資家や使用者が「経済特区庁」の通知した命令に従っていない場合、問題を解決するために、当該投資家もしくは使用者の費用で建物の一部ないし全部の取り壊しを含む変更を行うことを考慮して、「経済特区庁」は当該建物の建設について妥当と判断する決定を下す権利を有する。

第 19 条: 投資家の権利と利権

「経済特区」内の投資家の主たる権利と利権は、以下の通りである。

- 土地、建物、待機所、事務所および工場の賃借
- 建物、住宅、工場の建設、遊園地や観光地の開発
- 「経済特区」の供する各種サービスや施設の利用
- 製造・組立・加工された最終生産物の輸出、営利活動に必要な機材や生産手段の輸入
- 投資許可証と企業規則に従った適正なサービス事業の運営
- ラオスの労働法と「経済特区」関連規則に従った労働者の選抜と雇用
- ラオスの外国投資促進・管理法、本首相令および「経済特区」関連規則に従った、外国投資家の資本・所得の第三国もしくは本国への送金
- 本首相令、首相令 148 号、および別に発布される「経済特区」関連規則に従い、「経済特区庁」の認可を得た上での財産権・所有権・投資許可証・資産・土地の使用権の第三者への譲渡
- 本首相令および他の「経済特区」関連規則に従った、奨励政策とその他の利権

第 20 条: 「経済特区」登録企業の閉鎖、破産、譲渡および廃業

20.1. 「経済特区」登録企業のうち、廃業を希望し、倒産を宣言し、あるいは事業の第三者への譲渡を希望するものは、企業法、破産法に加えて、これとは別に発布される「経済特区」に関する勧告と手続規則に従わなければならない。さらに、このような企業は、土地の所有権を有している企業と他の土地賃借希望者が交渉できるように、土地使用権を第三者もしくは「経済特区庁」、あるいは本首相令の第 60 条で示される「経済特区インフラ開発合弁企業」に譲渡しなければならない。全ての交渉と

取決めは、「経済特区庁」が別に定める規則と手続ルールに従って、廃業もしくは譲渡申請の日から2年以内に完了されなければならない。

20.2.理由の如何を問わず「経済特区」登録企業が1年以上に渡って活動を行わず、上記20.1条に従わない場合、「経済特区庁」は当該企業の所有者にその旨通知しなければならない。当該企業が6カ月以内に通知への回答を行わない場合、あるいは当該企業が通知を受けているにもかかわらず上記20.1条に従うことができない場合、それらの土地と資産の賃借を希望する新たな企業を見つける観点から、「経済特区庁」は、自ら当該企業の土地と資産を管理する（あるいは「経済特区インフラ開発合弁企業」に管理させる）権利を有する。しかしながら、土地の利用権を有する元の投資企業に当該物件が返還され、古い建物に全く破損もなく、現に使用されている場合、「経済特区庁」が資産評価について別に定める会計規則に従った減価償却を考慮に入れて、元の投資企業に対して建物と資産のコスト再評価が行なわれる。

第21条: 土地賃借契約の満了日における企業資産の処理

21.1. 「経済特区」登録企業が、その事業の継続を望まない場合、もしくは「経済特区庁」との土地賃借契約の更新を望まない場合、その土地使用権は土地賃借契約の期限が過ぎると消滅する。また、その期限が過ぎても当該企業が土地賃借契約の更新を要請しない場合、本首相令の第29条で示され、当該企業と「経済特区庁」もしくはラオス政府との間で結ばれた合弁事業協定や譲許協定で規定されているように、その土地は「経済特区庁」もしくは「経済特区インフラ開発合弁企業」の所有物となる。その土地に建てられた建物や他の資産（固定資産）については、期限が過ぎても、建設・設置に投資した投資家の資産と認められるため、投資企業は当該資産を（その撤去、取り壊し、譲渡、販売を含めて）自由に処分する権利を有するが、こうすることによって土地と資産を留保し、公共の利益のための活用を妨げることはできない。

21.2. 当該資産の所有者である企業は、土地賃借契約の有効期限後1年以内に当該資産を処分しなければならない。その期日が過ぎても当該企業が資産を処分できない場合、「経済特区庁」（もしくは「経済特区インフラ開発合弁企業」）は当該資産を管理し、交渉、双方の合意、および資産額再評価に基づいて、当該資産を（他の企業、「経済特区庁」もしくは「経済特区インフラ開発合弁企業」への販売、撤去や取り壊しを含めて）適切な方法で処分する権利を有する。資産額再評価は、「経済特区庁」が発布する資産の減価償却と会計に関する規則と手続きに従い、最初の投資家に対して実施される。

第22条: 「経済特区」登録企業および投資家の義務

「経済特区」で登録を済ませた投資家は、以下の義務を負う。

- 「経済特区」のインフラ開発に責任を持つ企業が「経済特区」におけるインフラと施設に関するニーズを予定通りに満たし、あるいは上記のニーズを適時に満たすことについて他の事業体と責任を共有できるように、「経済特区」におけるインフラ・

システムと施設に関するニーズおよび投資プロジェクトを計画し、提案すること。

- 首相令 148 号および「経済特区庁」が発布した他の関連規則だけでなく、本首相令で定められた関税支払・納税義務・その他の義務を果たすこと。
- 「経済特区庁」の活動に協力すること。
- 「経済特区」登録銀行もしくは他のラオス国登録銀行にキープおよび外貨の預金口座を開設すること。
- ラオスの企業会計法規および「経済特区」関連規則に従って、事業活動について定期的に報告すること。
- 事業や投資プロジェクトの進捗状況を「経済特区庁」に四半期報告および年次報告すること。
- 「経済特区庁」による企業活動の監査に協力し、監査業務を円滑にすること。
- 平和と秩序を守り、労働の安全を保証し、火災を防ぎ、清潔と環境を守ること。
- ラオスの法規と「経済特区庁」が発布した他の規則を遵守すること。

第 23 条: 駐在員事務所に対する奨励政策

「経済特区」に登録された駐在員事務所、特に輸出と観光を促進する商業部門やサービス部門の駐在員事務所は、市場情報の収集、市場情報の親会社への報告、親会社のための内外関係の確保、親会社名義の投資契約履行のモニタリングといった特定の機能のみを果たす必要がある。駐在員事務所が営利追求活動に携わることは禁止されている。「経済特区」登録の駐在員事務所は、本首相令の枠内で個人所得税に関する特権（優遇措置）のみを受け、これ以外の投資奨励特権（優遇措置）を受けることはない。

第 3 章 「経済特区」内における投資促進政策と土地リース

第 24 条: 一般的政策

ラオス政府は、本首相令、首相令 148 号、「経済特区」に関する他の規則と手続規則、ラオスの外国投資促進・管理法、および国内投資促進法で規定された様々な特惠政策を用いて「経済特区」地域内の投資を奨励し、促進する。

第 25 条: 免税措置と租税政策

「経済特区」登録企業に与えられる租税免除と特別税率は以下の通りである。

25.1. 取引高税

- 「経済特区」内で営利活動（サービス活動を含む）を営むことを認可された個人もしくは企業は、「経済特区」内での使用・加工・生産・販売のために外国から輸入された商品の取引高税を免除される。

- 「経済特区」内で生産・商取引・サービス・商品輸入（「経済特区」外の国内取引のための輸入）を営むことを認可された個人もしくは企業は、生産物の売買・商取引・サービス取引について、税法の第9条に挙げられた商品の取引高税を免除される。
- 「経済特区」登録企業が販売する財とサービスであっても「経済特区」外の国内販売・サービス取引については、税法の第12条に従って取引高税を支払う必要がある。

25.2. 消費・利用税

- 「経済特区」登録企業は、「経済特区」内での使用・サービス・加工・生産・売買の目的で外国もしくは（「経済特区」外の）国内から輸入した商品について消費（使用）税を免除され、税法の第20条に挙げられた商品についても「経済特区」内では消費税を免除される。
- （「経済特区」外の）国内から売買や使用の目的で商品の生産・商取引・サービス・輸入を行う「経済特区」登録企業は、税法の第21条に挙げられた商品については消費税を免除される。
- 「経済特区」外の国内から使用・売買・サービスのために移入された商品や他の取引については、租税法の第23条と他のラオス政府の関連規則に従って消費税を支払わなければならない。

25.3. 税控除

国内で生産事業や商品加工業を営んでいる企業は、「経済特区」内の企業との取引については取引高税と消費税の免除か控除を受けることができる。

しかしながら、上記の租税免除や控除を受けるためには、営利企業は政府の税務署もしくは「経済特区庁」指定の部署に正式に納税登録を行う必要がある。さらに、営利企業は課税領収書、インボイス、その他の関連書類など納税に関する原始資料の一切を添付して正しく帳簿を付けなければならない。

25.4. 禁止行為

「経済特区」外で営業し、商品輸入に携わっている国内投資家は、外国から輸入した商品が第三国への通過貨物であるか、「経済特区庁」が正式に認可したものでない限り、当該商品を「経済特区」内で販売することは認められない。

25.5. 租税政策適用の限界

取引高税と消費税に関する上記の政策は、「経済特区」内でのみ適用される。したがって、「経済特区」内で営業することを認可された企業が「経済特区」外の国内で商品を売買・使用し、サービスを利用する場合は、ラオスの法律と規則を完全に遵守する必要がある。

25.6. 利潤税

「経済特区」登録企業に関する利潤税の金額とその減免は、企業の範疇に従って以下のように決定される。

a. 製造業

製造業とは、原材料や部品等を新たな生産物に転換する生産・製造・組立・加工業、家具製造・車両組立・電子部品組立などを含む製造業を意味している。

外国への輸出商品の生産は、次に示す総生産量に占める輸出比率に従って利潤税を免除されるか、利潤税の減免を受けることができる。

1. 総生産量の 70%以上を輸出する企業、ハイテク機材や生産物を製造もしくは組み立てる企業は、利潤が初めて出た年から利潤税を 10 年間免除される。この期間を過ぎると、利潤税 8%を支払わなければならない。（ハイテク製品の定義と具体例は、添付の付属文書に示されている。）
2. 総生産量の 30～69%を輸出している企業は、利潤が初めて出た年から利潤税を 7 年間免除される。この期間を過ぎると、利潤税 8%を支払わなければならない。
3. 総生産量の 30%未満しか輸出していない企業は、利潤が初めて出た年から利潤税を 5 年間免除される。この期間を過ぎると、利潤税 8%を支払わなければならない。
4. 上記の租税政策とは別に、生産・加工に必要な総原材料のうち国内原材料を 50%以上使用する製造業には、利潤税の支払いが始まる最初の 2 年間は上記の利潤税率を半分に軽減するという特別な税優遇が与えられる。

b. 商業

商業とは、販売目的で様々な原材料・商品・生産物を加工することなく元の状態で（若干の調整を伴う包装は別にして）利用することである。例えば、商品の輸出入業、通過商品貿易、免税店、商品の卸売業などが挙げられる。

1. 国内商品（「経済特区」内で生産された商品を含む）を輸出する企業は、利潤が初めて出た年から利潤税を 5 年間免除される。この期間を過ぎると、利潤税 10%を支払わなければならない。
2. 第三国への販売のために外国から商品を輸入する企業は、利潤が初めて出た年から利潤税を 3 年間免除される。この期間を過ぎると、利潤税 10%を支払わなければならない。
3. 上記の商業活動を除けば、「経済特区」内で営業する商社は、利潤が初めて出た年から利潤税を 2 年間免除される。この期間を過ぎると、利潤税 10%を支払わなければならない。

c. サービス業

サービス業とは、サービスの代償を得ることを目的に、労働・ノウハウ・設備・車両・その他の資産を用いて、他人にサービスもしくは労働を提供することである。サービス業の事例としては、輸送業、倉庫業、

住宅建設業，観光業，銀行，保険，大学，遊園地・観光地サービス業などが挙げられる。

「経済特区」登録サービス企業には，その投資金額に応じて，以下のように様々な利潤税の免除もしくは控除が認められる。

1. 50,000～149,999 米ドルの投資を行った企業は，利潤が初めて出た年から利潤税を 2 年間免除される。この期間を過ぎると，利潤税 10%を支払わなければならない。
2. 150,000～ 299,999 米ドルの投資を行った企業は，利潤が初めて出た年から利潤税を 4 年間免除される。この期間を過ぎると，利潤税 10%を支払わなければならない。
3. 300,000～499,999 米ドルの投資を行った企業は，利潤が初めて出た年から利潤税を 6 年間免除される。この期間を過ぎると，利潤税 10%を支払わなければならない。
4. 500,000～1,999,999 米ドルの投資を行った企業は，利潤が初めて出た年から利潤税を 8 年間免除される。この期間を過ぎると，利潤税 8%を支払わなければならない。
5. 2,000,000 米ドル以上の投資を行った企業は，利潤が初めて出た年から利潤税を 10 年間免除される。この期間を過ぎると，利潤税 8%を支払わなければならない。

職業訓練学校，初等・中等学校は，利潤税を免除される。

25.7. 個人所得税

「経済特区」登録企業で働く投資家，従業員，技術者および労働者は，給与・手当・賃金・その他の支払い(その合計額は個人所得と呼ばれる)について，以下の税率で個人所得税を支払う必要がある。

- 外国人については個人所得の 5%
- ラオス人とラオス永住外国人は，月収から 20 万キープの「基礎控除」を除いた個人所得の 5%を個人所得税として支払わなければならない。

25.8. 配当税

租税免除の期限が過ぎれば，全ての「経済特区」登録合弁企業（複数の共同出資者を持つ企業）は，5%の配当税を支払う必要がある。

25.9. 最低課税 (Minimum tax)

全ての「経済特区」登録企業は，最低課税を免除される。

第 26 条: 関税政策

26.1. 「経済特区」内の輸入商品に対する関税

「経済特区」に輸入された生産物や商品には，以下のような関税免除もしくは特惠関税率が適用される。

- 製造業で輸入関税を免除される生産物や商品は、工場建設に用いられる建設資材、原材料、加工・組立・生産に用いられる半製品や最終財、生産に用いられる機械、車両とスペアパーツが含まれる。
- 倉庫業では、倉庫施設の建設に用いられる建設資材、機械、車両とスペアパーツだけでなく、倉庫業の促進に必要な全ての物資について、輸入関税が免除される。
- (重量物運搬車を所有する) 輸送業で輸入関税が免除される物資には、輸送に用いられる車両とスペアパーツだけでなく、トラックへの積込みと積み下ろしに用いられる設備とスペアパーツが含まれる。輸送業者が自分用の居住施設を建設する場合は、それに必要な建設資材についても輸入関税は免除される。
- (重量物運搬車を所有しない) 配送業や物流業では、適切な調達リストに従った事務用品は全て輸入関税を免除される。当該業者が自分用の居住施設を建設する場合、それに必要な建設資材についても輸入関税は免除される。
- ホテル建設、観光地開発(スポーツ施設、遊園地、保養地を含む)、学校・病院経営では、適切な調達リストに従った建設資材、機械、バス(12人乗り以上)とスペアパーツ、サービス活動に必要な施設について輸入関税は免除される。
- パッケージ・ツアー業では、適切な調達リストに従った必要備品、バス(12人乗り以上)と事務用品について輸入関税は免除される。当該業者が自分用の居住施設を建設する場合、それに必要な建設資材についても輸入関税は免除される。
- 卸・小売業および一般サービス業(上記のものを除く)では、再輸出のために輸入された商品、適切な調達リストに従った必要な備品や事務用品について輸入関税は免除される。当該業者が自分用の居住施設を建設する場合、それに必要な建設資材についても輸入関税は免除される。
- 工業団地開発、賃貸目的の工場建設、住宅建設(特に賃貸アパートや団地)に携わる事業では、建設・運営・付帯事業に使用される資材、機械、車両、およびスペアパーツについて、輸入関税は免除される。

26.2. 「経済特区」内の事務ないし間接生産に用いられる車両の輸入関税

「経済特区」内の事務や間接生産に利用されるセダン、ミニバス(12人乗り以下)、ジープなどの車両については輸入関税を1%とし、「経済特区庁」が当該車両の輸入許可を与える。許可される車両の数は、以下の表に示されているように企業の登記資本金額に応じて決まる。

登記資本金(米ドル)	許可される車両の数
100,000～499,999ドル	1台
500,000～999,999ドル	2台(妥当性とプロジェクトの提案に基づいて)
1,000,000ドル以上	3台(妥当性とプロジェクトの提案に基づいて)

上の表に示されている台数を超えて車両を輸入しようとする「経済特区」登録投資家は、ラオスの関税法に従って輸入関税を支払うという条件で「経済特区庁」から輸入を許可される。

26.3. 「経済特区」内における車両の一時的輸入

建設・調査等のプロジェクト活動の実施、事業契約の履行に際して、「経済特区」における事業計画・実現可能性調査・事業実施契約に記された活動に使用するために機材・工具・重量物運搬車を必要とする場合、その「経済特区」登録企業（駐在員事務所を含む）は「経済特区庁」によって 1 年間だけ輸入関税を免除されて機材や車両の輸入を許可される。当該企業が同機材や車両を 1 年を超えて使用することが必要な場合、「経済特区庁」は当該企業の免税期間延長の要請を検討する必要があるが、その延長期間は 1 年を超えることはない。上記の一時的な関税免除期間が過ぎると、当該機材や車両は直ちにラオスから輸出されるか、「経済特区」外へ搬出される必要がある。

26.4. 「経済特区」登録企業が輸入した車両や機材の販売・交換に適用される政策

輸入継続期間（輸入された日から 5 年）が経過し、あるいは使用に耐えないほど損傷した場合、「経済特区」内で「経済特区」登録企業が使用するために輸入された車両・重量機材・重量物運搬車は、販売することができる。この販売は「経済特区庁」の許可を必要とし、「経済特区庁」が指定した機関が発行した「技術検査証明書」に基づいて許可される。この販売取引が「経済特区」内で行われた場合、関税と租税は全て免除される。しかしながら、販売取引がラオス国内の「経済特区」外で行われた場合は、ラオスの法律と規則に従い、販売時点の評価価格に基づいて、全ての関税と租税を支払わなければならない。したがって、当該企業が販売した車両と交換するために車両を輸入した場合、「経済特区庁」は上記の 26.1 条と 26.2 条に規定された政策に従って輸入を許可することになる。

26.5. 車両に関する禁止事項

上記の 26.1 条と 26.2 条で規定された関税免除政策に従って輸入された車両、重機、重量物運搬車については、「経済特区」登録企業が「経済特区庁」の許可を得ることなく他の業者と交換・売買・譲渡などの取引をすることは禁止されている。

26.6. 「経済特区」から外国へ輸出される生産物

「経済特区」から外国に輸出される全ての生産物と商品は、輸出関税と他のあらゆる税金を免除される。

26.7. 「経済特区」外の国内市場に販売される「経済特区」生産物

「経済特区」外のラオス市場に販売されることを許可された「経済特区」の生産物は、「経済特区庁」の証明と認可に基づいて申請すると、生産のために輸入されている原材料と半製品のうち、国内調達が可能であるが「経済特区庁」/関係機関の証明および認可に基づいて生産用に投

入される部分についてのみ、関税法の関税定率表に従って輸入関税を支払えばよい。国内では調達不可能であることを「経済特区庁」が認めた輸入原材料・半製品もしくは国内原材料・半製品を使用して製造され、「経済特区」外のラオス国内に販売されることを認可された「経済特区」の生産物は、輸入関税を免除される。

外国から「経済特区」内に輸入され、「経済特区」外のラオス国内に販売することを認められた商品は、関税法の該当条項で定められた料率に従って輸入関税を支払わなければならない。

第 27 条： 利潤の再投資

年間利潤を「経済特区」内の事業に再投資する「経済特区」登録事業者は、「経済特区庁」が指定した機関の適正な監査と認可を受けた上で、(年間利潤／再投資)の率に比例して利潤税の軽減を受けることができる。

第 28 条： 当期赤字の繰越控除に関する政策

本首相令の第 25 条で定められた利潤税の免除期間終了後、「経済特区」登録企業は当期赤字を次年度の利潤から控除する権利を有する。ただし、「経済特区庁」指定の機関によって当該企業の財務会計システムが適正に監査され、真正なことが証明されることが必要である。この赤字企業を支援する政策は、最初に赤字となった年から最大 5 年間のみ適用される。

第 29 条： 土地賃借期間

投資家は「経済特区」内の土地を最長 75 年賃借できる。この賃借期間は投資の認可期間もしくはその残余期間に等しいが、「経済特区庁」の承認により延長できる。賃借期間を延長するには、当該要請書を少なくとも賃借期限の 6 カ月前に「経済特区庁」に提出する必要がある。

「経済特区庁」は、投資分野ごとに土地賃借の規則・条件・基準・期間に関する規則を発布する。

第 30 条： 土地賃借の賃貸料に関する政策

「経済特区」内の土地を 30 年以上賃借する投資家は、「経済特区」内の土地賃借について「経済特区庁」が定めた賃貸料を 12 年間分減額される。「経済特区」内の投資家は、以下の中から土地賃貸料の支払方法を選ぶことができる。

- 認可された賃借期間の初日に土地賃借の全期間にわたる賃貸料の 100%を前払いする方法（賃借期間が 30 年以上の場合は 12 年間分の賃貸料が減額される）。
- 認可された賃借期間の初日に土地賃借の全期間にわたる賃貸料の 50%を前払いし、残りの賃貸料は年率 6%の金利で 6 年間に半年分ずつ 12 回払いする方法。
- 「経済特区庁」（もしくは「経済特区インフラ開発企業」）の定めたその他の支払手続き、および賃貸者と賃借者が合意した共通の決定に従って支払う方法。

宿泊や他の事業活動に土地を利用する個人・法人・組織は、ラオスの法令に従った土地税を免除される。

第 31 条： 事業利潤の本国送金

「経済特区」内で事業活動をしている外国投資家は、「経済特区」登録企業で働いている外国人と同様に、関税や租税を払った上で、「経済特区」登録銀行かラオス国内の銀行を通じて利潤と個人所得を本国や第三国に送金することができる。

第 4 章 商品の輸出・輸入・再輸出および国境取引

第 32 条： 輸出入

「経済特区」に搬入もしくは搬出される全ての商品・機材・輸送車両・生産手段・所持品には、規則に従って「経済特区庁」指定の機関による緩い規制が適用される。

全ての「経済特区」登録企業は、国家の禁止した商品を除いて、事業活動に関係した商品・付帯品・所持品を輸出入することができる。

「貿易地域」の交易センターやスーパーマーケット、「経済特区」の見本市で購入した商品を除いて、「経済特区庁」の事前認可を得ないで生産物を「経済特区」（特に工業・輸出加工区）から搬出することは禁止されている。

第 33 条： ラオス国内市場への商品販売

「経済特区」登録企業がラオス国内市場へ商品販売できるのは、以下の場合に限られる。

33.1. 「経済特区」内の事業活動のため、以前に企業が外国から輸入した機械・機材・生産手段の販売、プロジェクト終了後の販売取引、在庫商品、もしくは「経済特区庁」が関税表のために認可した特殊な商品に関わる販売取引。

33.2. 「経済特区」登録企業の売れ残り商品と減価償却済み商品のうち、残存価値を有している商品の販売。

33.3. 「経済特区庁」による販売許可の申請があった、上記以外の商品の販売。この販売許可が下りると、当該企業は本首相令とラオスの法令が要求する全ての義務と納税を果たさなければならない。

第 34 条： 商品の再輸出

外国もしくはラオス国内から「経済特区」に輸入された商品は、第三国に再輸出することができる。

第 35 条： 「経済特区」内の商品の廃棄

「経済特区」登録企業が「経済特区」内に所有する未使用の生産物や商品を廃棄することを「経済特区庁」に要請した場合、あるいは「経済特区庁」が上記の生産物や商品を当該企業に廃棄させることが必要と判断し、その旨を当該企業に通知した場合、「経済特区庁」は別に定める原

則と手続きに従い、当該生産物や商品の廃棄作業を進める特別の機関を設立しなければならない。廃棄された生産物や商品については、上記の原則と手続きに従って、関税や租税は免除され、あるいは既に支払われた料金・関税・租税は還付される。

第 36 条： 禁止商品・携行品の範疇

「経済特区」内では、ラオス政府が禁止した商品や携行品の輸出入・加工・配布は禁止されている。

第 5 章「経済特区」の入場・退出規則

第 37 条： 入場と退出

個人の「経済特区」への入場と退出は、特別に定めた門を通して行なわれる。「経済特区庁」は個人の「経済特区」入場・退出に関する詳しい規則を別に発布する。

第 38 条： 外国投資家、企業職員、労働者の入場・退出・居住

外国投資家と労働者は、その国籍にかかわらず、入場・退出カードか、「経済特区庁」が指定した機関が発行した証明書を提示して「経済特区」へ定期的に入場し、退出することができる。「経済特区」内での一時的あるいは長期の滞在については、「経済特区庁」が詳しい規則を発布する。

第 39 条： 一般国民の入場と退出

「経済特区」登録企業でもなく、その従業員でもない一般国民の入場と退出は、「経済特区庁」が発布する規則に基づいて、「経済特区庁」が指定する機関によって許可される。

第 40 条： 外国人に対する身分証明書と労働許可証の発行

10 万米ドル以上の登録資本をもって、「経済特区」内への投資を許可された外国投資家は、その配偶者と子供（21 歳未満）とともにラオス国内に 1 年以上居住することができる身分証明書および 1 年以上の複数出入国が有効なビザ（これは要請により更新できる）を得る特権が与えられる。

「経済特区」内で働く外国籍の経営者・従業員・技術者・技術専門家には、「経済特区庁」が別に定める規則に基づいて、1 年以上有効で更新が容易な労働許可証を得る特権が与えられる。

1000 万米ドル以上の登記資本を投資した外国投資家については、「経済特区庁」は外務省と協調して外国人居住許可証と複数出入国が可能な 1 年以上のビザを与えなければならない。当該投資家は、「経済特区」における日々の生活と事業活動を円滑に行ない、ラオスからの出入国を行なうために必要と判断して申請すれば、ラオスのパスポートを入手することができる。

第 6 章 企業職員と労働者

第 41 条: 企業職員と労働者の管理

労働関係と労働管理は基本的にラオスの労働法の規定に従う必要があるが、本首相令と「経済特区庁」が別に発布する規則で特に定められた事例は例外である。

「経済特区」登録企業に雇用された企業職員と労働者は、ラオスの労働法で定められた基準よりも低い給与・利益・労働条件を与えられることはないが、別に発布される「経済特区庁」の規則により定められた事例は例外である。

「経済特区」登録企業に人材採用と労働争議の解決を支援するために「経済特区庁」は「労働サービスセンター」を設立し、労働保護措置を実施しなければならない。

第 42 条: 労働契約の締結

「経済特区庁」は、「経済特区」登録企業で働く労働者の労働契約が締結される際、労働社会厚生省と協調して動かなければならない。賃金に関しては、「経済特区」登録企業における労働者の給与・賃金とその他の報酬は当該企業によって決定されるが、労働法と「経済特区」関連規則で定められた金額よりも低くてはならない。労働契約の条件においては、健康被害に対する予防、労災に対する予防と安全措置に関する強制的措置がとられなければならない。労災が起きた場合、「経済特区」登録企業・経営者は労災被害者の治療費を適正に補償しなければならない。

第 43 条: 雇用拡大

「経済特区庁」は、現地労働者の雇用拡大に関する「経済特区」のサービス開発のために、近隣の地方政府と協調し、労働社会厚生省と協力して適切な基準と計画を策定しなければならない。

第 44 条: 訓練の促進

- 「経済特区」登録企業が「経済特区」内のラオス人労働者を教育・訓練に派遣し、その費用を書類で提出して公的に証明された場合、その費用は利潤税から控除することができる。
- 全ての「経済特区」登録企業は、職業訓練を組織し、ラオス人労働者への技術・ノウハウの移転を促進することによって、外国人スタッフの数を減らす努力をしなければならない。「経済特区庁」は、「経済特区」登録企業に対して職業訓練と技術移転に関する事業計画を提出するよう求めることができる。

第 45 条: 外国人労働者の雇用

「経済特区」登録企業がフル稼働するために、経営者・アドバイザー・コンサルタント・技術専門家などの欠員を外国人の雇用で埋める場合、その比率は全労働者の 30%を超えてはならない。外国人の雇用については「経済特区庁」の許可が必要であるが、労働社会厚生省の許可は必要としない。

本条項で定められた外国人労働者の比率は、各時点のラオス労働者の供給に関する状況に基づいて「経済特区庁」が 3 年ごとに改訂しなければならない。

第7章 財務・会計システム

第46条: 関税・租税その他の納税義務

「経済特区」内に投資した投資家は、本首相令に従って、関税、租税、その他の納税義務を果たさなければならない。

第47条: 会計システムの使用

「経済特区」登録企業・個人投資家の用いる会計システムは、ラオスの企業会計法で定めたものでなければならない。しかしながら、財務省の指定した官庁もしくは財務省が認めた別の会計システムを用いることは可能である。

第48条: 通貨単位

「経済特区」内の売買・支払取引は、ラオス通貨のキープを基本単位とする必要があるが、取引日の市場為替レートに基づいて外国通貨で自由かつ合法的に行なうことができる。

第49条: 外国通貨の流通と使用

「経済特区」登録企業が商品の販売、サービス活動、その他の取引によって受け取った外国通貨収入は、「経済特区」登録銀行もしくはラオス登録銀行に開設された企業口座に振り込まなければならない。

「経済特区」を出入りする外国通貨の移動は、外国通貨の流通管理に関する法規定、「経済特区」関連規則およびラオスの法令に従って行なわなければならない。

第50条: 「経済特区」内の銀行と金融機関に関する法規定の適用

50.1. 外国と迅速かつ自由に金融業を執り行えるオフショアの地位を「経済特区」に与えるために、「経済特区」の規則が明示され、別に発布されなければならない。それは「経済特区」登録銀行、金融機関、投資事業体が下記の権益およびラオス中央銀行による協力から便益が得られるという観点から、銀行業務、金融と高額資産に関して、外国通貨の両替、（商業銀行と非商業銀行の）銀行口座への振込と引出し、外債の取扱い、投資・預金取引に携わる銀行と金融機関による事業活動の自由を保証するものである。

50.2. ラオスの銀行法は、外国通貨の両替と高額資産購入の管理に関する規則と同様に、ラオスの経済特区に関する法規定、および別に定める銀行業務・金融・高額資産に関する「経済特区」規則と矛盾しない範囲で、「経済特区」登録企業に適用されなければならない。

第8章 「経済特区」の組織と管理

第51条: 「経済特区」管理機関

サワン・セノ経済特区庁（「経済特区庁」と略記）は、「経済特区」活動の管理を担当する最高の国家機関であり、その指導当局である首相府に対して直接に責任を負う。「経済特区庁」の機能には、「経済特区」

における投資の促進と管理，「経済特区」発展の計画・監督・実施，雇用機会と学習機会の創出，新技術の移転，漸進的工業化と近代化に必要な前提条件と種子の創造が含まれる。

第 52 条:「経済特区庁」の権利と義務 Rights and duties of the SEZA

52.1. 「経済特区庁」の権利は以下の範囲にわたる。

- 内外投資の検討と認可，開業および事業運営に関する許可証の発行，生産・商業・サービス・観光などの事業活動の認可，営業取決めや覚書の署名，事業範囲拡大の認可，投資認可期間の延長，（投資家が「経済特区」の規則やラオスの法律条項を守らない場合）契約の取り消しや「経済特区」への投資許可証の取り消し。これらをワンストップサービス手続きにより実施すること。
- ラオス政府や「経済特区庁」が定期的に発布・署名する規則，法令，命令，告示・発表，契約，決定の執行を管理すること。
- 「経済特区庁」内の職員の管理・採用・任命・訓練ならびに慶事証明証の発行，昇進・昇給・賃金・保険・年金の供与および懲戒措置を国内法規と「経済特区」規則に従って実施すること。
- ラオスと「経済特区」の規則に従って，「経済特区」の金融と資産の用途を管理すること。
- 最も優れた投資家に対して優遇政策を与え，あるいは「経済特区庁」管轄内の事業活動において法令や規則に違反した投資家に対して懲罰措置を取るために，「経済特区」登録企業の業績を審査すること。
- 「経済特区庁」管轄下の活動に関する会議の開催，告知の発表，助言，説明，および広告。
- 政府の事前許可を得た上で，内外投資家の法人（すなわち，会社，国有企業，私有企業）との合弁事業に関する契約を交渉し，締結すること。
- 「経済特区」内の土地開発，公共施設・住宅建設のために，開始時期において一定額の国家予算を使用するとともに，内外民間部門の基金，「経済特区」の資本と他の収入を動員すること。
- 財務省および「経済特区」の規則に従って「経済特区」内の自己収入源を創り出し，活用すること。
- 「経済特区」の基本的インフラ開発に使用するために政府から低金利で資金を借り入れること。
- 各時点において政府から与えられたその他の権利を行使すること。

52.2. 「経済特区庁」の義務

- 「経済特区」の包括的な投資計画と政策について研究し，立案すること。
- 「経済特区」内の事業活動と管理に関する規則を詳しく詰め，投資の検討と認可に関する手続きと措置を定め，内外投資を助成し促進すること。

- 投資支援活動として、調査・設計・開発計画・土地造成・土地開発・インフラ建設に関する事業を実施するために、資金と投資家を動員すること、ならびに建設プロジェクトを監視し管理すること。
- 「経済特区」内の住宅・施設・国家資産の賃貸を管理し、「経済特区」登録企業のためにビザの発行、商品の輸出入、労働者の管理と供給に便宜を図ること。
- 「経済特区」内の投資データを収集し、「経済特区」に関するデータと政策について公的情報を提供するシステムを組織し、「経済特区」への投資促進と誘致のために手続きと法的規則を制定すること。
- ラオス人に対してビジネス管理技術の移転と雇用創出により利益を得る機会を提供し、訓練活動により技能と能力を高める条件を創り、促進すること。
- 「経済特区」内の生産・サービス活動の監視・管理・在庫管理・宣伝・促進・助成、および中央政府と地方行政当局に対する定期的な報告の実施。
- 財務省の定めた規則と手続きに従って予算（賃金基金）を管理し、支出すること。
- 土地法に従って政府に提案するため、サワナケット県の行政当局と協力して「経済特区」開発計画地域の土地収用と再定住の問題について検討すること。
- 中央・地方政府の諸機関と協力して、内外投資が最高の実績を達成できるように奨励政策を決定すること。
- 多様な事業活動の中から比較優位・競争優位を持つ事業活動を発見し、「経済特区」に投資家を誘致・奨励する産業を提案すること。
- 環境問題や、他の「経済特区」認可活動、社会・国家安全保障への影響を考慮して、「経済特区」において投資が禁止される事業活動を確定すること。
- 「経済特区」における公共施設の保護と基礎的インフラの維持、安全保障と環境、洪水被害の予防のために必要な規則の制定と監視。
- 「経済特区」管理活動から得られる料金・手数料・その他の料金を定め、徴収すること。
- 原料・生産物・機械の種類と数量に関する証明書と原産地証明書の確認と発行。「経済特区」の工業区や「輸出加工区」(EPZ)から輸出入される商品の場合は、「経済特区庁」が定めたサービス料を徴収する際に必要なその他の義務的な証明書の確認と発行。
- 「経済特区」内の永住者のために仲裁者を任命し、監査役を選定すること。
- 「経済特区」内の労働者の生活条件をモニターすること。
- 「経済特区庁」の年間予算・支出・財務見通しを研究し、計画すること。「経済特区庁」が行なうべきサービス活動、「経済特区」でのインフラ開発、「経済特区」で適当と思われる活動に対する投資の資金源や融資源を探すこと。
- 本首相令で認められた土地が将来の発展に不十分と判断された場合、政府の認可を得るために、「経済特区」用地拡張の必要性に関する計画を設計すること。

- 中央官庁およびサワナケット県庁レベルの行政サービスと協力して「経済特区」に関連した活動を実施すること。
- 「経済特区」の月間・四半期・年次事業計画の実施状況について、政府とサワナケット県行政当局に対して定期的に要約し、報告すること。
- 政府によって与えられるその他の職務を遂行すること。

第 53 条:「経済特区庁」の法人格

「経済特区庁」は法人格を有し、公印を所有する国家行政官庁である。また、固有の銀行口座、法廷で原告および被告となる権利と義務、第 1 級の予算的地位、政府の承認を得て使用・管理できる「経済特区」からの財源も有する。

第 54 条:「経済特区庁」の資金源

「経済特区庁」の資金源は、以下の通りである。

1. 国家予算の配分
2. 本首相令に記された「経済特区」管理活動による料金・手数料・その他の収入
3. 国内および外国の援助から得られた資金と資産

第 55 条: ワンストップサービス

「経済特区」内の事業活動を効率的にするため、営利企業の登録、輸出許可証・輸入許可証・投資許可証の発行ならびに、他の許可証の発行および事業に係る手数料の徴収を円滑にするために、「経済特区庁」は「ワンストップサービス局」を設立しなければならない。

事業の登録、証明書の発行、事業手数料の徴収に関わる全ての政府機関は、完全な「ワンストップサービス局」を設立する観点から「経済特区」に代表者を任命し、協力しなければならない。

第 56 条: 職場における労働協調の促進

「経済特区」内の事業活動における調和を図る目的で、以下の 3 者の代表者から構成される機関が創設されなければならない。労働社会厚生省または「経済特区庁」の代表者（労働者の社会厚生または労働組合の問題を担当する「経済特区庁」の構成員）、労働者の代表者、「経済特区」登録企業（特に産業部門）の代表者の 3 者である。この 3 者機関の職務は、「経済特区」内の平和と秩序を守ることであり、本首相令の条項が適用された後に設置される。

第 57 条:「経済特区庁」と政府開発計画との関係

「経済特区庁」は、国家の政策・目的・社会経済開発計画における「経済特区」開発の目的を提示しなければならない。「経済特区」のインフラ建設を担当する民間部門と国家との合弁事業体（が本首相令の第 60 条に従って創設された場合、この事業体）だけでなく「経済特区庁」は、中央政府と県行政当局の社会開発計画全体に取り込むために、「経済特区」の開発計画とプロジェクト（プロジェクトを「経済特区庁」が認可した場合）を中央政府と県行政当局に提示しなければならない。

第 58 条： 地方行政官庁との関係

「経済特区庁」は、その業務につき地方行政官庁と合意の上で活動するべく国家管理の原則に従って、地方行政当局と緊密に連携しなければならない。

第 59 条： 民間部門との関係

「インフラ建設合弁事業体」と民間部門の企業は、それぞれの事業運営について独立し、「経済特区」における「投資取決め」に記された目的を自主的に遂行しなければならない。「経済特区庁」は、投資促進政策の実施と民間事業活動に関する進捗を監視する権利を有する。

第 60 条：「経済特区」インフラの建設・維持や「経済特区」内のサービスに投資する企業

本首相令に記載された「経済特区」インフラの建設に関する上記の第 12 条に従い、政府が内外民間企業に「経済特区」インフラ・施設の開発への投資を政府との合弁事業投資という形で認めた場合、当該合弁事業体が国家と民間部門との間の「投資取決め」に基づいて設立され、「経済特区」の公共施設の建設と維持のための投資に責任を負うと共に、その建設・維持にかかる投資費用を補填するために「経済特区」開発地域の土地貸借による料金、および「経済特区」内の土地を賃借する「経済特区」登録企業からその他の利用料を徴収する責任を負う。この合弁事業体の権利と義務の詳細は、両者の間で締結される「合弁事業投資取決め」の中で定められる。

第 9 章 安全保持，表彰，紛争の調停

第 61 条： 安全保持

「経済特区」における安全の保持と予防は、「経済特区庁」と連携して政府が遂行する。

「経済特区」の安全を確保する責を負う警備隊は「経済特区」の内政問題に関与することはなく、また当該警備隊の「経済特区」への駐留と活動に係る全ての支出は政府の責任でなされる。

「経済特区庁」は安全を確保するために、独自の警備隊と消防隊を「経済特区」内に設立することができる。

第 62 条： 表彰

「経済特区」において運営と開発の分野で傑出した業績をあげた個人・機関・企業は、「経済特区庁」もしくは政府から表彰される。その規則と手続きは別に定める。

第 63 条： 紛争の解決

「経済特区」内の生産・商業・サービス活動において紛争が生じた場合は、説明・説得、仲裁、妥協・協定を含むあらゆる形態で当事者間の調整が進められる。

第 64 条： 仲裁と告訴

上記の紛争に関する仲裁が失敗した場合、もしくは紛争の当事者が第 63 条で定められた調停の形態に異議を唱えた場合、その当事者は「経済特区庁」か「経済紛争調停局」による仲裁を求めるか、あるいはラオスの法律と国際法に従って裁判所に告訴して紛争の決着を図ることができる。

第 10 章 違反した場合の措置

第 65 条: 「経済特区」内の個人や投資家が規則に違反した場合の措置

「経済特区」の内外を問わず規則や法律に違反した個人と法人は、本首相令、他の「経済特区」規則およびラオス国内法に従って違反の責任を取らなければならない。

65.1. 関税や納税の義務を果たさない場合に取りられる措置

会計監査を通して「経済特区」の投資家が本首相令の第 46 条を遵守していないことが判明した場合、当該投資家は事業を取り止め、「経済特区」の規則およびラオスの法律に従って罰金を支払わなければならない。

65.2. 建築規則に違反した場合に取りられる措置

本首相令の 18.2 条を守らない投資家は、500 ドルに相当するキープもしくは外国通貨を罰金として支払い、「経済特区庁」の決定が出るまで事業活動を取り止めなければならない。

65.3 「経済特区」からの商品・生産物の搬出に関する規則に違反した場合に取りられる措置

本首相令の第 32 条第 3 項の禁令に背いた個人や「経済特区」登録企業は、6 カ月以下の拘留、2000 ドル相当の罰金、もしくは罰金と拘留の両方を課される。

65.4 車両の販売に関する規則に違反した場合に取りられる措置

本首相令の 26.5 条に定められた車両の販売・譲渡に関する禁令に背いた個人や「経済特区」登録企業は、5000 ドル相当および当該車両の価格を罰金として支払わなければならない。

65.5. 「経済特区」への入退出に関する規則に違反した場合に取りられる措置

本首相令の第 37～39 条に違反した個人は、50 ドル相当の罰金、1 カ月以内の拘留、もしくは罰金と拘留の両方を課される。

65.6. 「経済特区庁」の機関による管理活動を妨害した場合に取りられる措置

本首相令の第 22 条第 3 項と第 7 項に違反した個人や「経済特区」登録企業は、200 ドル相当の罰金を支払わなければならない。

65.7. 「経済特区」や「経済特区庁」の名前を乱用した場合に取りられる措置

本首相令の第 67 条を遵守しない個人や「経済特区」登録企業は、200 ドル相当の罰金、および違反の程度に従って別に規定される措置を課される。

第 11 章 最終条項

第 66 条: 本首相令の執行

「経済特区庁」, サワナケット県行政当局, 「経済特区」の投資家, 従業員, 労働者および他の当事者は, 本首相令に同意し, これを厳格に執行しなければならない。

第 67 条: 「経済特区」や「経済特区庁」の名称の使用

「経済特区庁」以外の個人・法人は, ラオス語・外国語を問わず「経済特区庁」の認可を得ない限り, 「サワン・セノ経済特区」や「サワン・セノ経済特区庁」を意味する名称を公印, 看板, レターヘッド, 通知書, その他の書類に用いることは禁止されている。

第 68 条: 例外

本首相令の条項は特別の規定である。本首相令の条項と他の法令との間に矛盾がある場合でも, 本首相令が「経済特区」という限定された地域内だけで「経済特区」についてのみ適用される限りにおいて, 本首相令は有効である。

第 69 条: 効力

この首相令は署名日から効力を発する。以前に発布された条項・規則・法令のうち, この首相令に反するものは全て破棄される。

Bounnhang Vorachith 首相

付属書

「経済特区」での投資が禁止されている事業のリスト

No.	ISIC 番号	活動
		農業、狩猟、その 他の関連サービス活動部 門
1		農産物加工産業にも「経済特区」内での科学研究にも関係していない作物の栽培
2		農産物加工産業にも「経済特区」内での科学研究にも関係していない各種樹木の栽培
3		農産物加工産業にも「経済特区」内での科学研究にも関係していない動物の飼育
4	0500	農産物加工産業にも「経済特区」内での科学研究にも関係していない水産業とその他の水産関連サービス
5	0502	農産物加工産業にも「経済特区」内での科学研究にも関係していないメコン川とその支流での漁業
		工業・工芸部門
6	2927	あらゆる種類の軍事兵器と火薬の製造
7	2429	あらゆる種類の（非合法的）常習性薬物の製造
8	3698	国家の良き伝統と文化に偏見を抱かせる有害な文化的製品の製造
9		人命や環境に極めて有害な産業廃棄物と化学品の製造
10		製材業
		陸上・水上輸送部門
11	6010	「経済特区」や東西経済回廊に沿ったサービス活動に関係していない鉄道輸送
12		「経済特区」や東西経済回廊に沿ったサービス活動に関係していない陸上輸送
13		「経済特区」や東西経済回廊に沿ったサービス活動に関係していないパイプラインによる輸送

14	6110	「経済特区」や東西経済回廊に沿ったサービス活動に関係していない水上輸送
15		「経済特区」の活動に有益でもなく関係もない内水輸送
		保険と厚生基金を除く金融仲介活動
16	6511	中央銀行活動
		その他の事業活動
17	7492	調査・保安活動
18		「経済特区」外の技術系契約の締結
		一般社会行政・保安活動
19	7521	外交活動
20	7522	国防活動
21	7523	一般社会の保安活動
		未登録の組織に関わる活動
22	9192	様々な政治団体活動
		その他のサービス 活動
23	9303	葬儀サービス関連の活動
		教育
24		教育上の訓練および宗教教育
25		国防・保安技術の特殊訓練
		商業
26		非合法の常習性薬物取引
27		野生動物の取引
		駐在員事務所
28		保険業の駐在員事務所

ハイテク製品事業の定義と事例

ハイテク製品の定義

ハイテク製品とは、革新的技術に結びついた材料や方法の創造的利用によって生産される製品であり、あらゆる部門の効率を高めるために利用できるものである。

これには医療・建設・工業・電子・輸送部門と航空機研究等における近代技術を利用した最終財の製造・組立、部品の製造が含まれる。

ハイテク製品事業の事例

1. コンピュータ部品の製造・組立

2. 電子機器部品の製造・組立
3. 精密機器の製造・組立
4. 医療設備・機器の製造・組立
5. 自動車・列車・ボート・飛行機・宇宙船などの製造・組立
6. コンピュータのソフトウェア生産